

長岡地域任意合併協議会の会議の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡地域任意合併協議会規約第6条第4項の規定により、長岡地域任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、個人のプライバシーに関する事項等を協議する場合には、出席委員の3分の2以上の賛成により、非公開とすることができる。

(会議録の作成及び公表)

第3条 会長は、会議終了後、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録を調製しなければならない。

- (1) 会議を開催した日時及び場所
- (2) 会議出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他必要な事項

2 公開した会議の会議録は、任意協議会事務局及び構成市町村において一般の閲覧に供するとともにホームページに掲載するものとする。

3 非公開とした会議の会議録は、閲覧に供しないものとする。ただし、会議を非公開とした事由に直接関係する者から閲覧の申し出があったときは、閲覧させることができる。

(傍聴の手続き等)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、備付けの会議傍聴人受付簿に、住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴席は、一般席と報道関係者席に区分するものとする。

3 会長は、会議開催会場の大きさを勘案し、あらかじめ傍聴人の人数を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 示威的行為を行うおそれのある物品の持ち込み又は着用等をしている者
- (3) 騒音等により議事の進行を妨げるおそれのある器物等を持ち込もうとする者
- (4) 写真、映像録画及び録音機等を持ち込み又は携帯する者（撮影又は録音をすることについて会長の許可を受けた者を除く。）
- (5) 酒気を帯びている者
- (6) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し拍手その他の方法により公然と賛否を表明し、又は批判、若しくは論評を行う等の行為を通じて、公正な会議の運営を妨げる行為をしないこと。
- (2) 私語を発し、談笑をする等他の傍聴者の傍聴及び会議の運営の妨げになる行為をしないこと。

- (3) 会議の会場において、広告物の配布等の示威的行為をしないこと。
- (4) その他公正な会議の運営及び議事の進行を妨げる行為をしないこと。
- 2 傍聴人は、会長又は係員の指示に従わなければならない。
- 3 会長は、傍聴人が前2項に違反したときは、これを制止し、指示に従わないときは直ちに退場させることができる。
(会議の進行等)

第7条 会長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

- 2 協議会の委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。
- 3 会議の議事は、出席委員の大方の賛同をもって進行するものとする。
(委員の代理出席)

第8条 委員の代理出席は、これを認めないものとする。
(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月14日から施行する。